

(別表1)

事業継続力強化支援計画

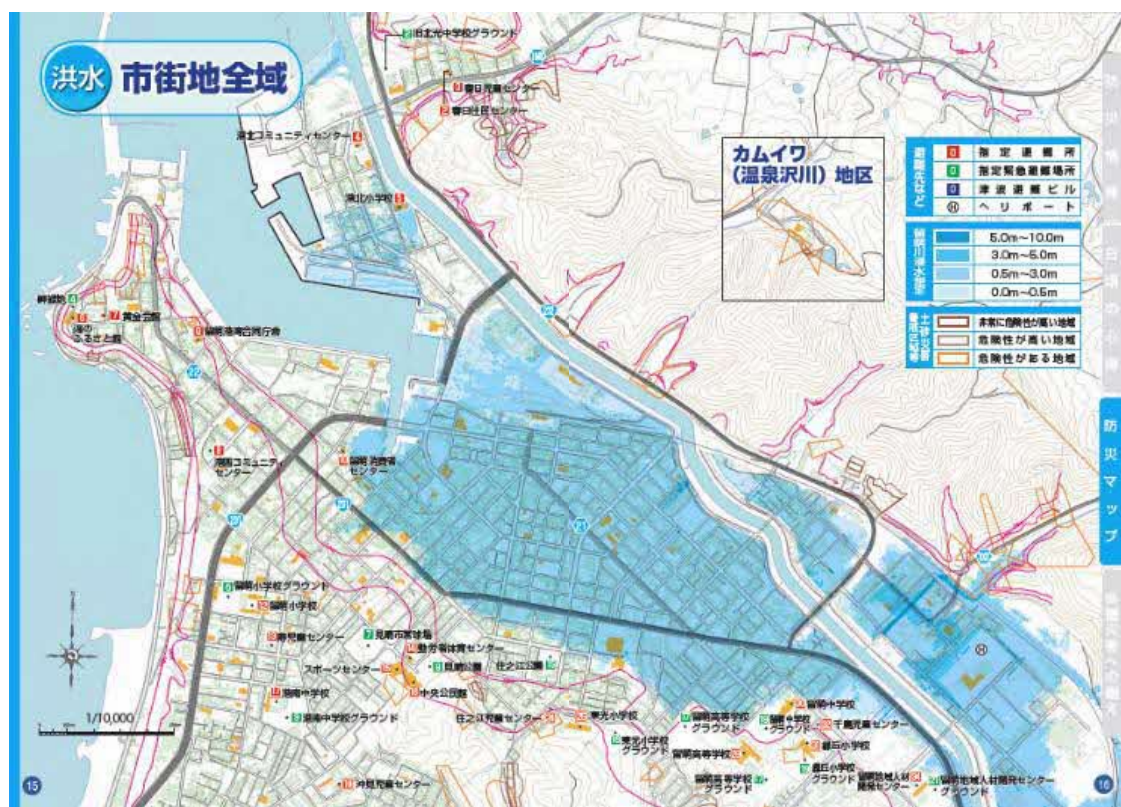
事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

<洪水>

過去、昭和28年、昭和30年、昭和53年、昭和63年に留萌川が氾濫、大きな浸水被害や土砂崩れなどが発生し、住宅被害のほか、農業・林業・水産業等の被害が出ている。特に昭和63年の大水害では、市街地を中心に床上・床下浸水の総計が3,700世帯を越える大災害となった。平成29年に北海道から発表された、新たな洪水ハザードマップによると、市街地中心部の商業地域の約8割以上が1m以上浸水すると想定されており、最大では5mの浸水被害が予想されている。



【留萌市洪水ハザードマップ】

<地震>

留萌市において、過去に震度5以上の地震は発生していないが、震度4ないし震度3程度の地震が、昭和61年以降、概ね10年周期で発生している。平成29年に北海道が発表した、地震津波浸水想定によると、留萌沖でM7.8程度の地震が想定され、最大約11mの津波が地震発生後、約38分後に留萌の海岸線一帯を襲い、市街地中心部の商業地域の約4割程度が1m～最大5m以上浸水するものと予想されている。地震発生確率は低いものの、これまでの、阪神淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震等の教訓からも、留萌市が例外とは考えるべきではない。



【留萌市津波ハザードマップ】

### ＜土砂災害＞

留萌市における、土砂災害危険箇所は、令和3年3月末現在、167箇所であり、そのうちの131箇所が土砂災害警戒区域に指定されている。市街地中心部の商業地帯にはこれらの危険箇所は存在しないが、見晴台、春日町、南町などの民家や集合住宅と隣接した危険地域については、大雨などの際には注意が必要である。

### ＜その他＞

平成30年7月の大雨では、留萌川上流の河川が一部氾濫危険水位に達するなど予断を許さない状況が生起した。近年ではゲリラ豪雨とか線状降水帯といった表現で、想定外の大雨が集中的かつ短時間に発生するなど、想定外の災害が発生している。また、台風の連続した上陸や冬季における暴風雪・大雪はもとより、道内における地震発生後のブラックアウト現象（大停電）など、住民の暮らしや商業・工業・農業などに深刻な影響を及ぼす災害が発生している。

### ＜感染症＞

新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等、未知の感染症は、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 1,107人 (H28年度経済センサス)

・小規模事業者 753人 ( " " )

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業の立地状況等)
建設業	92	50	事務所は市内に点在、一部浸水想定域
製造業	37	29	食品・木工の業種で一部浸水想定域
運送業、郵便業	47	19	郊外に点在、一部浸水想定域
卸・小売業	310	207	市中心部に集中、浸水想定域多い
宿泊・飲食業	170	135	市中心部に集中、浸水想定域多い
サービス業他	451	313	市中心部は低地のため浸水想定域となっており、多くの事業者が集中。
合計	1,107	753	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

項目	年月	備考
留萌市地域防災計画の策定	H30.3	留萌市防災会議において協議し完成
留萌市防災ガイド・マップの策定		平成30年4月に市内全戸配布完了
防災訓練の実施	令和2年度	中止：留萌市市民防災訓練 中止：留萌市土砂災害防災訓練 R2.9.13：防災連絡員への情報伝達訓練 R2.3.18：職員を対象としたコロナ禍での避難所運営訓練
各種災害協定の締結	令和2年度	1. 災害時における道の駅「るもい」の防災拠点化に関する協定書(留萌開発建設部) 2. 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定(一般社団法人日本ムービングハウス協会) 3. 地域防災力向上に関する連携協定書(損害保険ジャパン株式会社)
防災備蓄品の整備	—	令和2年2月に「留萌市防災備蓄計画」を策定し、計画に基づき備蓄品の整備を行っている。 食糧及び飲料水については、現在、水2,988ℓ、非常食(主食)3,680食を備蓄している。

自主防災組織 活動の充実・活性化 施策の実施	年間	お茶の間トークにおいて、町内会の自主防災組織へ防災講話・記録防災訓練を行い、防災意識の向上を図る。
	令和 2年度	町内会や自治会が自主的に取り組む地域防災活動を支援する「自主防災組織への助成金制度」を毎年度実施している。 1. 自主防災組織の設置及び運営に対する助成 町内会・自治会による自主防災組織の設置及び運営に関する経費に対して1世帯100円を助成するもの。 2. 自主防災組織の地域防災活動に対する助成 自主防災組織が独自で行う地域防災活動に要する経費に対し10分の10とし、上限金額30,000円助成するもの。
感染症対策の実施	令和 2年度	新型コロナウイルス感染症の拡大により、災害発生時における避難所の開設・運営の要領が課題となっており、被災者（避難者）はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染を防止するため、避難所という密になり易い空間の中で感染症拡大防止策を徹底しながら避難所を開設・運営するための基本的事項について知識を深めるとともに、避難所運営に携わる市職員の認識を統一することを目的とする避難所運営訓練を実施した。 また、食料等の備蓄品や防災資機材等の他に感染症対策用品の整備を行い、避難者が安全安心な避難所生活を過ごせる環境を整えた。
現在、策定中の防災 関連計画等	—	1. 「留萌市津波避難計画」(R3年度中) 2. 「災害時避難行動要支援者プラン」の改正(R4年度中) 3. 指定避難所の見直し(R3年度中)

## 2) 当会議所の取組

項目	年月	備考
損害保険の周知と加入促進	R1.4~	パンフ配布(会報折込)
道商連主催BCP対策研修会(職員向)	R3.1	3名受講

## 2 課題

- ・地域防災計画で定めた緊急時の取組が漠然としており、発災時の対応が分からない。
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分いない。
- ・保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不在。
- ・小規模事業者に対し北海道スタイルの周知徹底が必要。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性等を周知することが必要。

## 3 目標

### ○ 成果目標

業種	商工業者数	小規模事業者数	策定目標（年間）	
			BCP	事業継続力強化計画
建設業	92	50	5	2
製造業	37	29	3	1
運送業等	47	19	2	1
卸・小売業	310	207	5	2
宿泊・飲食業	170	135	5	1
サービス業他	451	313	5	3
合計	1,107	753	25	10

### ○ 実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクの認識と、発災時の事業継続力強化計画の重要性を認識させる	セミナーの開催	年1回
協力体制マニュアルの整備	会議所と留萌市との間に発災時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	市担当課との会議の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	協議会の開催	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員の育成	勉強会及び保険会社と共同で巡回指導	年1回 延30件

## 4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会にあわせて事業継続力強化支援計画連携会議を市経済港湾課と年1回開催し、事業に対する評価及び計画等の見直しを行う。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

### 6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と留萌市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

留 萌 市	留萌商工会議所
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	BCP・事業継続力強化計画策定支援 及びフォローアップ
災害リスクの周知・ハザードマップの利活用	
関係団体との連携・支援体制強化	
防災訓練の実施・周知協力	
応急対策時の対策及び復旧支援	

#### (1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を当所と当市が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

#### ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、フェイスブック等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うと共に、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### イ. 商工会議所の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和3年に事業継続計画を策定（別添）。
- ・当所は、令和2年に新型コロナウイルス感染予防対策マニュアルを策定（別添）。

## ウ. 関係団体との連携

- ・ビジネス総合保険制度等の会員向け損害保険制度で連携している、東京海上日動旭川支社に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命共済や感染症特約つき休業補償プランなど）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターを掲示する。
- ・留萌商工会議所事業継続計画、資料②緊急時連絡先を参照。

## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況について、巡回によるヒアリングにより確認し、ヒアリングで収集した情報は、留萌市と共有すると共に、事業継続力強化支援計画連携会議において、指導・助言について改善点等協議し、年1回以上のフォローアップを実施する。
- ・必要に応じて、専門家や各支援機関と連携するなど迅速に対応する。

業種	商工業者数	小規模事業者数	フォローアップ回数（年間）	
			BCP	事業継続力強化計画
建設業	92	50	5	2
製造業	37	29	3	1
運送業等	47	19	2	1
卸・小売業	310	207	5	2
宿泊・飲食業	170	135	5	1
サービス業他	451	313	5	3
合計	1,107	753	25	10

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（M7の地震）が発生したと仮定し、市と当所が合同で、連絡ルート（電話、FAX、メール、SNS等）の複数連絡体制等の確認を実施する。
- ・訓練は、年に一度定期的にも実施する。

実施時期	留萌産業会館の防災訓練とあわせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連絡先	留萌市総務課危機対策係・同経済港湾課・留萌消防本部

## (2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に 職員の安否報告を実施する。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による、道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当所による感染対策を実施する。

### イ. 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、5日以内に情報共有する。
- ・被災規模の目安は下記を想定する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。(連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると想定)</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

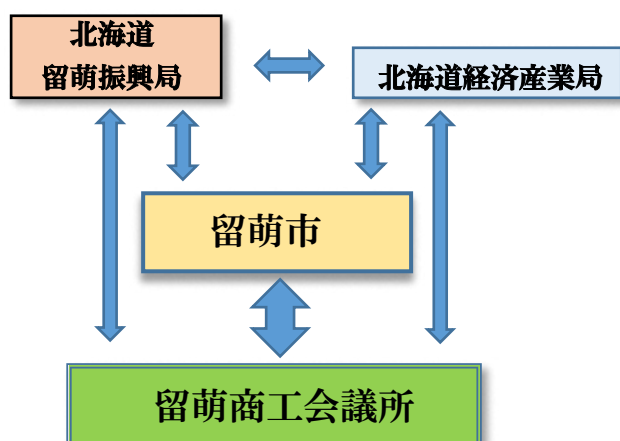
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。



### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

#### 情報等報告取扱要領の報告方法



### (4) 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、留萌市と相談する（当所は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### (5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・留萌市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、道や北海道商工会議所連合会・北海道商工会連合会等に相談する。

### (6) その他

- ・本計画は、留萌商工会議所及び留萌市のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制					
(令和3年11月現在)					
<b>1 実施体制</b> (商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)					
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;"><b>留萌商工会議所</b></td></tr><tr><td style="text-align: center;">事務局長 法定経営指導員 経営指導員 補助員 記帳専任職員</td></tr></table>	<b>留萌商工会議所</b>	事務局長 法定経営指導員 経営指導員 補助員 記帳専任職員	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;"><b>留萌市</b></td></tr><tr><td style="text-align: center;">経済港湾課 確認 総務課危機管理係</td></tr></table>	<b>留萌市</b>	経済港湾課 確認 総務課危機管理係
<b>留萌商工会議所</b>					
事務局長 法定経営指導員 経営指導員 補助員 記帳専任職員					
<b>留萌市</b>					
経済港湾課 確認 総務課危機管理係					
連携 連絡調整					
<b>2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</b>					
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 長浜 和貴 (連絡先は後述 3-①参照)					
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)					
<b>3 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先</b>					
①商工会/商工会議所 留萌商工会議所 相談課 〒077-0044 北海道留萌市錦町1丁目1番15号 電話:0164-42-2058 /FAX:0164-43-8322 E-mail:rcci@rumoi.or.jp					
②関係市町村 留萌市役所 経済港湾課 〒077-8601 北海道留萌市幸町1丁目11番地 電話:0164-42-1840 /FAX:0164-42-4273 E-mail:keizai@e-rumoi.jp					
<b>4 その他</b> ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。					

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

項目	年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
	必要な資金の額		3 1 0	2 1 0	2 6 0	3 1 0
・ 専門家派遣		1 0 0	1 0 0	1 5 0	2 0 0	2 0 0
・ 協議会運営費		1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
・ セミナー開催費		1 0 0				
・ パンフ、チラシ作成費		5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・ 防災、感染症対策費		5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、道補助金、市補助金、事業収入、雑収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。